## 令和4年度第12回神石高原町農業委員会総会議事録

		ただいまから令和4年度第12回神石高原町農業委員会総会を開会致し
開 会	事務局長	たたいながら10m4年度第十と回伸目間点画展来要員公職公を開公式し   ます。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
<u></u>		
会長挨拶		(会長挨拶)
		ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者
		は 番番 委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関す
	事務局長	る法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名
	3-321-320	でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告
		申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定に
		より会長にお願いします。
議事録署名	議長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて
委員指名	議長	頂きます。 番 委員、 番 両委員にお願いします。
	=* =	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可
第1号議案	議長	申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしてお
	議長	ります。3-33、3-34につきまして、 推進委員お願いしま
	33.7	호·호·호·호·호·호·호·호·호·호·호·호·호·호·호·
		地区担当のです。受付番号3-33について報告し
		ます。場所は 駐在所から に km のところにあります。 2月21
		日に 委員と2人で調査しました。申請者につきましては意欲的に
		営農に取り組んでおり今回の申請も規模拡大のためです。周辺の農地へ
		の影響もないと思います。所有権移転されても何ら問題ないものと思わ
		れます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	番	受付番号3-34について報告します。場所は 駐在所から km の
		場所にあります。2月21日に 農業委員と さん同行のも
		と調査しました。申請者である譲り受け人は以前より今回の申請地を利
		用権設定により耕作されていましたが、譲り渡し人との合意により今回
		所有権移転の申請をされました。申請者つきましては現在意欲的に営農
		に取り組んでおられ今回の申請も規模拡大のためです。所有権移転され
		ても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいた
		します。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
		今の3-33と34の案件で、追加でお話しさせてもらえればと思いま
		す。 くんは7、8年くらい前に奥さんと一緒に神石地区に引っ
	番	越して来られまして、今回奥さんの里帰りで一緒に見ることが出来なか
		ったわけです。というのも、奥さんはこのかたでありましてコロナの
		   なということで、長期の不在で一緒に見ることができませんでした。意

	I	
		欲的に取り組んでいるので私たちも応援しているところです。 1593 ㎡
		と 1591 ㎡の田はもともと くんが耕作していたんですが、
		くんの意欲的な取り組みもあって譲ろうかなと <b>となる。</b> くんが耕作権の
		解約をして くんが購入する形になりました。3-34は今発表があ
		りましたように
		で大阪に住んでおられることが全部一括で処理したいというこ
		とで、くんも購入しようということになったようです。お二人
		のほうから色々と相談を受けたんですが、いいことじゃないかなと私も
		思っております。
		ちなみに さんはこのたび認定農業者としての審査をして認定農業者
	^ =	に認定されております。 さんは空き家バンクを買って現在 に住
	会長	まれているのが、今後は に居住地を変更されるということのようで
		<u></u> す。
		他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。
		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請通り
	議長	許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
	13× 2×	(全員賛成)
		^ _ ^ _ ^ _
		続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
第2号議案	議長	を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしてお
	議長	
		ります。4-15の案件につきまして、 推進委員お願いします。
		地区担当の です。受付番号4-15について報告し
		ます。場所は 八幡神社から に約 m の場所にあります。2月
		27日に 農業委員と申請人の さん立会いのもと現地調査いた
		しました。本件は追認案件です。まずこれによってですが、こち
		らは地番が畑ですけども現在進入路が申請者本人により造成されており
		ます。これをしましたのは平成 10 年とのことです。この部分はそれ以
		前から赤道で周辺住民の共用の通路として認識されており利用されてい
		ました。当該地に現在隣接しております県道の右折に伴いそちらを使わ
	番	れないようにとなっていたんですけども、通路としての利用があったこ
		とと前からありました法面に造成されていた石垣の崩れができたことか
		ら、現在のように舗装をしたということです。 の地目は田でこ
		れにつきましては夏ごろ行われた地滑り対策の道路工事の際残土の持ち
		込みや一部の土地を削るなどの工事が行われたため、田として利用が不
		   適となりました。いずれも申請者本人の農主としての認識が希薄で、こ
		の度高齢のため相続手続きをされるのに伴い転用の申請が行われたもの
		です。ご本人は非常に反省をされておられて始末書も提出されておりま
		す。当該農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団
		プ゚ コ以反心の反木ム六以貝ツ/ツ豕しな フ 、ヒ ルタヒ   工圧/コン/២ヒ 川末凹

		の農地で、その他2種農地です。周囲は道路または申請人の所有する			
		地で他に影響はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いい			
		たします。			
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。			
		無いようですので採決に移らせて頂きます。			
		議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許			
	議長	可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。			
		(全員賛成)			
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。			
笠の足様安	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」			
第3号議案	議長	を議題とします。説明をお願いします。			
		(事務局説明)			
		ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしてお			
	議長	ります。5-19、5-22、5-23の案件につきまして、			
		委員お願いします。			
		地区担当のです。受付番号5―19について報告しま			
		す。場所は神石高原町 から に km の場所にあります。			
		2月23日に 農業委員さんと現地調査いたしました。 申請のあった			
		畑は耕作等行っておられない農地です。周辺の農地や民家への影響もな			
		いものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済			
		みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可			
		の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いい			
		たします。			
		5-22について報告します。場所は神石高原町 から に約			
		km の場所にあります。2月23日に 農業委員さん同行のもと調査			
		いたしました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない			
	8番	生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。周辺の農地や民家			
		に影響がないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電			
		施設の認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計			
		画書等許可の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろし			
		くお願いいたします。 			
		5-23について報告します。場所は神石高原町 からに約			
		km の場所にあります。2月23日に 農業委員さん同行のもと調査			
		いたしました。申請のあった農地は耕作等されていない農地です。周辺			
		の農地や民家への影響もないものと思われます。経済産業省の再生可能			
		エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、			
		被害防除措置計画書等許可の要件を満たしているものと考えます。ご審			
		議のほどよろしくお願いいたします。			
	議長	ありがとうございました。5-20、5-21の案件について、			
	134 LX	進委員お願いします。			

番	地区担当の
	くお願いいたします。
議長	ありがとうございました。5-24、5-25の案件について、 進委員お願いします。
番	地区担当の伊藤です。5-24について報告します。場所は 郵便局から へ約 の場所にあります。2月24日に 委員と さん同行のもと現地調査しました。申請のあった農地は農業 公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種 農地です。周辺の農地や民家に影響がないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件は満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。 続きまして、5-25について報告します。場所は同じく 郵便局から へ約 の場所にあります。同じく2月24日に 委員と持ち主の さん同行のもと調査しました。申請のあった場所は同じく農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種 農地です。高いところにあって水の便が非常に悪い農地です。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件は満たしていると考えます。この場所については4年前から話しが出ていてそれから手を付けておらず、一部竹林化しつつあります。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
<b>1</b>	太陽光発電についてですが、いずれも出力が 49.5kw ということが書い
<b>数</b>	てあるんですが何か条件があるんですか?
	現在太陽光発電につきましては 50kw までが低圧で、50kw を超えま
	すと高圧電流になります。高圧電流になりますと非常に条件が厳しいと
	いうことと、中電の配線上の問題で低圧については購入はできるが高圧
	についてはこのエリアは難しいよというエリアもございますので、大半
	が低圧ギリギリの 49.5kw で申請をされているというのが今の状況で
	す。高圧になりますと施設で電流を低圧に交換しなくてはいけないとい
	うことで、施設費もかかるという状況ですので中途半端な高圧はされな
	いというのが大半です。ここにも書いてありますが同じ 49.5kw でもモ
会長	ジュールパネルが 100 枚や 288 枚、252 枚とバラバラです。これは
	メーカーによってモジュールの大きさ等に差がありますので、一概に
	50kw であれば何枚というものではないということと、現実こんなにた
	くさんのモジュールをつけなくてはならないのかという申請も出たりし
	ますが、これは1時間当たりの売電が常時 49.5kw で天気の悪い時でも
	ずっと 49.5kw 売電するために発電量を規定以上にさせておいて安定的
	に売電をしようとしているかたもいらっしゃるようです。なかなかどれ
	が適正な枚数なのか分かりづらいのが現状です。
	設置業者はどちらですか?近くに人家が見えますけど住まれている方々
番	の同意は得ておられますか?土砂崩れ災害の警戒地域ではありませんよ
	ね?
	施工業者でございますが、5-19につきましては譲り受け人の
	さんが行われます。5-20から25の6件でございます
	がこちらは福山市に会社があります、合同会社というかたがさ
	れるということで、申請のほうもそのかたがお越しになってお話をさせ
	ていただきました。近隣のかたとのお話はど <u>うで</u> すかということです
	が、必ず受付の段階でお聞きしております。 推進委員さんのほうか
事務局長	らお話しがありましたが、トラブルがあって3年前から業者さんが待た
争奶问及	れていましてそのことについては調整はとれているとお聞きしていま
	す。土砂災害の危険地域のお話ですがこれにつきましては、この中山間
	地では住宅地があるとか工場の中に従業員が常時いるとかでしか、土砂
	災害の危険地域の調査は行われていませんので、そこがもしもそのよう
	な地形であったかどうかは私の中ではその判断の基準にならないのかな
	と思っておりますが、現在の中ではそのような話しは確認しておりませ
	$h_{\circ}$
	今の内容につきましては農地法に基づいて許認可をする場合ほとんどそ
会長	れが規制対象になっていないというのが現状です。そのために令和5年
	度の政策に対します提案の中で町のほうで太陽光発電設置に伴う設置条
	例の設定のお願いを出しております。これは条例のほうでそうした住民

	I		
			の安心安全を確保するために一定の規制を講じて、農業委員会とすれば
			出てきた書類等に問題が無かったら許可せざるをえないという問題がご
			ざいますので、現在町のほうへはそういう要請をしております。議会の
			ほうへも何回か取り上げて現在町と議会のほうで調整をしてもらってい
			るというのが現状です。ということで我々はそういうような地域につい
			ては接続する隣家の了解を取ってくださいよとか、土砂崩れについては
			ここは問題があるのでどうしますかという指導の段階までしか農業委員
			会に権限があたえられていないという厳しさがありますので、その点も
			ふくめて条例の制定については働きかけていきたいなと思います。
			他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。
			議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許
	議	長	可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
			(全員賛成)
			挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議	F	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」
報画第1号	哉	長	の報告をお願いします。
			(事務局報告)
	議	長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
報告第2号	≕≚		ないようですので、続きまして報告第2号「農地改良届について」の報
報口第2号	議	長	告をお願いします。
			(事務局報告)
	議	長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
		番	申請人と所有者の名前が違いますが、どうしてでしょうか。
	事務局長		名義人がお母様だと思うんですが さんになっておりますが、令和4年
			度中に相続登記されまして。さんに変わっています。そこは登記
			簿等で確認できております。
	会	長	1年以内で工事が完了する場合は農地改良届。それを超える場合は一時
			転用の申請を出して頂くことになっております。この村上さんの案件は
			1年以内に工事が完了するものということでございます。
報告第3号	€羊	長	続きまして報告第3号「農地台帳登録申出について」の報告をお願いし
	誠	X	ます。
			(事務局報告)
	議	長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
			今の案件でもともとは原野だったものを農地として耕作しましたよとい
		番	う届け出だったんですが、今度は地目は畑ということで登録されるんで
			すか?それとも原野のままなんですか?
			台帳地目上は登記が行われない限り原野は原野で、農地台帳登録を行う
	事務局	局長	ということになりますと農地台帳上は畑という扱いをさせていただきま
			<b>す</b> 。

	番	その申し出があったということなので変更するということなのかなと。			
		現況で登録するということになります。あくまでも法務局にある台帳は			
		原野のままです。ですが農家台帳には畑という扱いで登録します。現況 			
	事務局長	地目と台帳地目が必ずしも一緒にならないこともありますから、現況は			
		畑ということで農家台帳のほうには登録させていただこうと思っており			
		ます。			
	番	登録費用は掛からないということですか?			
	事務局長	その通りでございます。			
		山を切り開いて牧草地にされているのが結構あるんですが、これは登記			
		簿上は山のままになっております。補助金等を入れてやっているために			
	会長	農地台帳上では牧草地として記載されていますので、これを山林だから			
		無断で太陽光にするのは許可できません。あくまでも農地台帳が優先し			
		ていますのでこういう案件が結構あります。開拓地なんかは農地がほと			
		んど山のままで残っております。			
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。			
		午後2時25分			
		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するた			
		め署名します。			
		令和5年3月27日			
		会長			
		番			
		<b>一</b> 委員			
		委員			